

扱て一步譲って、該勞委の事實認定を正當と認めたとところで、申立人の求めたポスト・ノータイスは棄却されるべきであつたであろうか。法律的現状回復ではなく、現實的現状回復を旨とする不當勞働行爲の救済に於ては、ポスト・ノータイスは全従業員をして公に使用者の行爲から開放されたことを知らしめ、正常な組合活動を行うための自由を與える等、それ自身獨立の救済類型と考へるべきである。しかも此の種の救済命令をなすことは共榮會自體の正常な發展を助長する所以でもあろう。因つて判旨は少くとも部分的には失當であつたと考へる。

(一橋大學大学院學生)

農地買收計畫に對する異議申立につき
 いまだ決定がないのになされた訴願及びこれに對する買收計畫變更の訴願裁決の效力

市原昌三郎

昭和三〇年二月二十五日盛岡地方裁判所判決(昭二八年行地買收計畫等取消請求事件第九號、未整)行政事件裁判例集第六卷第二號二〇三頁

(事實) 岩手縣農地委員會は、原告所有の二筆の山林、同縣東磐井郡薄衣村字塞の神九十二番山林六反二十歩の全筆及び九

判例批評

十四番山林七反二畝歩のうち四反歩につき舊自創法第三十條第一項第一號により昭和二十五年二月五日未墾地買收計畫を樹立した。原告は同月二十日右買收計畫に對し異議の申立をなしたが、同委員會は六月三十日に九十四番山林については却下の決定をしたが九十二番山林については何等の決定をしなかつた。そこで原告は更に右山林二筆について被告知事に對して訴願した。これに對し昭和二十八年三月三十一日附で九二番山林のうち四反八畝歩についてのみ訴願を棄却し、その餘の部分については訴願を認容し買收計畫から除外する旨の裁決をした(七月三十一日謄本送達)。そこで原告は九十二番山林のうち四反八畝歩及び九四番山林のうち四反歩について縣農委會が樹立した未墾地買收計畫の取消を求めて本訴を提起した。

原告の主張、九二番山林については裁決の結果、又九四番山林については當初からいづれ一部買收であるにも拘らず、買收範圍を特定していない違法があり、更に右二筆の山林は農地造成に適しない土地であり、しかも、原告にとつて唯一の採草地でありその買收は原告の農業經營に支障を來たすおそれがあり、本買收計畫は違法である。

被告の答辯 原告の買收計畫に對する異議申立に對しては何れも却下の決定をしたのであるが、決定書作成に當り九二番山林に關する記載を遺脱した。しかしこのことは前記買收計畫の效力に何等影響を及ぼすものではない。買收範圍は夫々圖面を作成し特定してある。又右各山林は農地造成に適し、且つこれ

を買収しても原告の營農上支障を來たすおそれはない。

(判旨) 一部却下。一部棄却。

七四番山林のうち四反歩に關する買收計畫の取消を求める部分の訴は舊自創法第四七條ノ二所定の出訴期間を徒過した不適法な訴であり却下。蓋し、原告は當初被告知事を相手方として九四番山林に關する買收處分の取消を求めていたが、昭和二十九年四月六日裁判所に對し同日附準備書面をもって右買收處分取消の訴を取下げ、前に前記農業委員會を被告として原告主張の山林のうち四反歩に關する買收計畫の取消を求める申立をなしたものであるが、原告が右山林に關する訴願裁決書の謄本の送達をうけたのは昭和二十八年七月三十一日である。

次に七二番山林四反八畝歩に關する買收計畫については、請求は失當として棄却。原告の異議申立に對する決定において右委員會は、七二番山林について決定そのものを遺脱し、單に決定書の記載を脱洩したものではなかつた。従つて、被告知事がなした七二番山林についての訴願裁決は、異議の決定を経ないでなした本來受理しえない違法な訴願に對するものであつて違法であり、従つて買收計畫變更の效力を生ずるものではなく、本件取消請求の對象として現存する買收計畫は、當初農委會の樹立した七二番山林六反二十歩全部に關する買收計畫それ自體である。そして原告が本訴において取消を求めているのはそのうちの四反八畝歩である。それ故七二番山林に關する買收計畫は一部買收であるのにその範圍が不特定であるから違法である

という主張は失當である。又右山林は農地の造成に適當であり、更に右山林の買收が原告の營農上支障を來たす虞があると認められない。

(評釋) 九四番山林に關する部分の判決は正當である。

九二番山林に關する部分の判決に對しては以下の點において疑問をもつ。

第一に判決は、右山林に關する買收計畫に對する訴願は異議申立に對する決定を経ない不適法なものであり、裁決は無効であると判断し乍ら、本案の審理をなし、しかも本訴を縣農委會の買收計畫の取消を求める訴であるとし、裁決自體を出訴の對象と考へているのではない、點についてである。

裁決自體を出訴の對象とする限り、本訴が適法な訴であることは疑がないが、出訴の對象が買收計畫である場合には、本訴を適法なものとして本案の審理をするためには、このような不適法な訴願が行特法二條・五條四項にいう訴願といえるかどうかを先づ決定しなければならぬ。そして假にかゝる訴願は右各條にいう訴願に當らないとするならば、本訴は不適法なものとして却下されねばならない筈である。従つて判決の立場からすれば、この點についての判断は不可欠のものと思はれるが、何等ふれられていない。好意的に考へれば、判決は、(一)行特法二條・五條にいう訴願は不適法な訴願であつても差支えないとするか或は、(二)本件におけるような不適法な訴願であつても、それについて本案の裁決があれば、右各條にいう訴願に當ると、

判断したものと見ることが出来る。

扱て(一)が正當たりえないことは論をまたない。(二)は最高裁の判決(昭二七(一)六四〇、昭三〇(一)二二三、第二小法廷判決)のとるところであり、異議・訴願は何れも行政部内の救済手續であつて訴願は異議の決定を不可缺の前提とするものと解すべきでないだけでなく右兩者を經由した後でなければ出訴を許さないとする法意は、主として、行政部内における上級廳の意思決定を終るのでなければ出訴を許さないとするにあるものと解すべきであるから、行特法二條の關係においては、異議を経なかつたという瑕疵は、すでに治癒されたものと解するのが相當であるとしている。訴願制度は、行政監督の一段であると同時に國民の權利救済を目的とする。當該制度の趣旨が殆んど後者に限定されている場合には、この最高裁の見解は正當である。併乍ら、前者が比較的強調されている場合には疑問なしとしない。訴願裁決機關と異議決定機關が上級下級の監督關係にある場合はともかくとするにせよ、兩機關がこのような關係になく、裁決權の範圍(不告不理の原理の適用の有無)が異なる場合には、どの機關が裁決機關かは相當の重要性をもつ問題となるし、行政部内で二段の手續をとることが重要な意味をもつ。従つて自創法における異議・訴願について、この二つを經由することを出訴要件とする立場からすれば、この點はかなり疑問である。

併乍ら、私は自創法における訴願制度は主としては權利救済を目的とするものであり、行特法二條との關係でも必ずしも二

段階の訴願手續を盡す必要はないと考えるものであり、その意味では前記最高裁の判決の結論には賛成である。何れにせよ本件の判決がこれらの點について全く論ずるところのないことは疑問である。

次に本件におけるような不適當な訴願を受理してなした買收計畫變更の訴願裁決は無効であるとする點についてである。不適當な訴願に基いてなされた原處分取消もしくは變更の裁決がかなる効果をもつかについて場合を分つて考えて見る。

一、處分廳又はその上級監督廳が訴願裁決廳である場合。本來これらの行政廳は、該處分に實質的確定力(不可變更力)を生ずる場合及び該處分を取消せばその結果、國民の既得の權利・利益を侵害することとなるために所謂比例原則によつてその取消權に制限をうける場合とを除いては、一般に瑕疵ある行政行為を進んで職權によつて取消することができる。従つて違法な訴願を受理してなした原處分取消もしくは變更の裁決は、これを訴願裁決それ自體としてとらえるならば違法たるを免れないが、これを訴願を契機としてなした行政廳の職權による瑕疵ある行為の取消と見るならば、違法性は治癒されることになる。

二、一の場合以外の行政機關が訴願裁決廳である場合。この場合には適法な訴願の提起があつて始めて處分の取消・變更權が生ずるのであるから一の法理はこゝには要當しない。即ちかかる訴願裁決は受理すべからざる訴願を受理してなされたという點において違法となる。併乍ら、(イ)不適當な訴願を受理する

ということ自體は訴願人に對し何等不利益を與えるものではなく、逆に利益を與えるにすぎないものであるからして、裁決の實質的な面における瑕疵は別として、不適法な訴願の受理自體は、訴願人に對する關係人においては裁決を取消すべき瑕疵とはならない（昭二七（オ）一一三昭三一、三、九第二小法廷判決）これに反し、(四)このような訴願裁決が訴願人以外の他の關係者の法的利益を侵害することがあれば、その者に對する關係においては右裁決は不適法な訴願を受理したという點において既に違法なものとなる。

併乍ら訴願手續が主としては國民の權利・利益の救済を目的として認められている場合、法が二段階の訴願手續を規定する趣旨は、かゝる手續の反覆によりその目的とするところの國民の救済を一層完全ならしめようとするものに他ならない。従つ

て國民自らがその認められた救済手續の利益を放棄することは原則的に自由であるといわなければならぬ。それ故第一段の訴願手續を経由しない、この點において不適法な、第二段階の訴願を行政機關の側で受理して裁決することは、この意味で何等重大な瑕疵とはならない。更に行政組織の階序的な構成からしても、救済手續の重點は、上級機關によつて行われる第二段階の手續にあるといえるのであるからして、第一段階を経由するかしないかの問題は、この點から見ても重要性が少いものといえる。従つてかゝる瑕疵をもつ裁決も有効であつて無効ではない。

尙一、二論すべき點もあるが枚數の制約上省略することとする。